

西東京市はいま 15

NPOとの協働

協働とは

「協働(きょうどう)」は、市民参加と並んでまちづくりの新しいキーワードになりつつあります。「ある共通の目標に向けて、市民と市がそれぞれの立場を自覚し、信頼関係を築くと共に相互に補充し、協力すること」これが協働のイメージです。

では、なぜ協働することが必要なのでしょうか。それは、市民ニーズの多様化に合わせ、適切な行政サービスを提供するためとされています。そこには、行政側だけの視点から行う事業では、必ずしも市民の満足を得ることができないという反省が込められています。市民参加を進め、市民と行政が互いに協力し合って事業を行い、共通の目的を達成し、課題を解決することが地方分権を迎

えた今の時代には必要です。協働の手法が市政を進めるうえで重要な意味を持つようになったのは、このような背景があるからです。

NPOとは

協働の相手方としてNPO(非営利組織)の果たす役割は大きいものがあります。一口にNPOといっても、法律に基づいて法人格を取得した団体=NPO法人のほか、ボランティア団体や社会貢献を目的とする市民活動団体を含めて理解されているのが一般的です。

東京都が公表した最も新しいデータ(4月12日現在)によると、西東京市に事務所を置くNPO法人の数は21と、多摩地域では町田市43、八王子市33、多摩市26に次いで4番目に多く、市民活動が活発な地域であると言えます。

す。このほか、法人格を取得していないNPOQボランティア団体等(も数多くあり、福祉社会教育、環境、まちづくりなど幅広い分野で活動を行い、その存在と重要性が広く認められるようになっていきます。

協働の事例

西東京市における協働事例の一部をご紹介します。

非核・平和事業

市民の非核・平和意識を高めるため、市民団体と協働して見学会・展示会・映画会・学習会を開催しています。各事業の企画は、市民団体が担っています。

男女平等参画推進事業

男女平等参画推進事業の一環として、情報誌「エガール」を発行するほか、フォーラムを開催しています。情報誌については公募市民による編集委員会が企画編集を担当し、フォーラムについても公募市民による実行委員会が講演会、映画会、分科会の企画運営を担当しています。

花いっぱい運動

市が、花や資材等を提供し、現況届の用紙を送付しました。6月14日(金)までに障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階)へ提出してください。

障害福祉課(保谷内線2341) 家庭調査(新築・増改築分)にご協力を

家庭調査(新築・増改築分)にご協力を

平成14年中に、新築または増改築された家屋は、平成15年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。

難病者福祉手当

現況届の提出をお忘れなく、難病者福祉手当受給者の方

して、市民団体が、市立公園、広場、駅前ロータリー等の花植えを行っています。

協働の基本方針づくり

このように協働の取り組みはさまざまな分野で進められていますが、現在は市の部署ごとの発想で行われているのが実状であり、市としての統一の方針は定められていません。そこで、市では、協働を進めるための基本方針を策定して、市民との協働をさらに推し進めていきたいと考えています。

今年度は、協働の実践的な現場に携わっているNPO関係者や公募による一般市民など10人による「市民との協働推進懇談会」を設置して、協働のあり方について検討を依頼し、協働の基本方針づくり(平成15年度予定)に向けた提言をとりまとめたいと考えています。

生活文化課(保谷内線1425) 産評価補助員(が)伺い、家屋調査を実施しています。調査対象となる家屋が多数あるため、直接伺い、調査の日程調整などをお願いしています。職員は、必ず身分証明書を携帯しています。ご不審の際は、資産税課へご連絡ください。

また、家屋を取り壊したときは、資産税課家屋係までご連絡ください。 資産税課(保谷内線1345) 市・都民税(住民税) 納税通知書の送付

平成14年度の市・都民税納

税通知書を6月10日付でお送りします。

ただし、次の方にはお送りしません。市・都民税をすべて給与から差し引きする方(特別徴収の方) 税法

上、市・都民税が課税されない方

定率減税が適用されます。定率減税の額は、平成14年度の個人住民税所得割額の15%相当額です。(15%相当額が4万円を超える場合は4万円が限度となります。)

市・都民税の課税・非課税証明書を発行します。証明書は申告された方に発行します。申告がお済みでない方は、早急に提出してください。

平成14年度の証明書の発行は6月10日からの予定です。 市民税課(保谷内線1321・1328)

社会教育関係団体が行う事業への補助金申請書の受け付け

市内で社会教育・社会体育活動をしている自主団体が行う事業の一部を補助します。文化系団体(青少年団体を含む)と体育系団体の補助金を希望する団体は、申請書を出してください。

申請期間 6月10日(日)14時～15時

提出先 文化系団体(青少年団体を含む)、体育系団体と

社会教育課(保谷内線2711)、スポーツ振興課(保谷内線2715)

消費生活展実行委員会を開催

市内の消費者団体・グループが協力し、暮らしの中の身近な問題を考え、それぞれの活動、研究発表等の場として

開催する、第2回消費生活展の実行委員会を開催します。参加希望の団体・グループの方は必ずご出席ください。

とき 6月11日(火)午前10時から

ところ 消費者センター

消費者センター(保谷25-4141)

児童手当・児童育成手当の現況届の提出

支給要件に該当する方で、まだ支給されていない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)または保谷庁舎1階)で申請手続きをしてください。現在受給中の方は、現況届を6月28日までに提出してください。

対象 児童手当：義務教育就学前(6歳到達後最初の年度末)の児童を養育している方 育成手当：父・母が婚姻を解消または、同様の状態(父または母が死亡・重度の障害・生死不明・1年以上遺棄・婚姻によらないで懐胎(認知した父の扶養がある場合を除く)にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している方

障害手当：「愛の手帳」1～3度、「身体障害者手帳」1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を扶養している方

新規申請に必要な書類 児童手当：印鑑、14年度所得証明書、年金加入証明書、口座番号

児童育成手当：印鑑、戸籍謄本、14年度所得証明書、口座番号、その他(調査書類等) 所得証明書の必要な方は、14年1月2日以降に転入された方

いずれの手当も所得制限が

地域情報化に関わる 市民実態調査を行います

西東京市の地域情報化に関わる市民アンケート調査を実施します。市が委託をした業者が、各ご家庭に伺い、調査票をお配りします。アンケートにご協力をお願いいたします。

調査対象 市内在住の16歳以上の方3千人(無作為による抽出)

調査時期 6月11日～7月10日(予定)

情報推進課(保谷内線1162、1163)

ファミリー・サポート・センター説明会

ファミリー・サポート・センターでは、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員を希望する方は、下記の説明会に出席してください。

入会登録に必要なもの 保護者の顔写真(縦3センチ×横2.5センチ1枚)

子育て支援課(保谷内線1521)

あります。詳しくは、お問い合わせください。

子育て支援課(保谷内線1525)

利用できない日

総合計画策定に関わる市民ワークショップが開催されるため、一部の施設が利用できません。

あらかじめご了承ください

イベントルームA・B：8月4日(日)・全日

コール田無(保谷69・500)

2222) ごみ減量推進課(保谷内線

ごみ収集方法の統一について

西東京市のごみ・資源物の収集方法については、統一に向けた廃棄物減量等推進審議会からの答申に基づき、市民の意見を聞く会」を、本年1月1日から3月まで、市内の37会場で行いました。今後、皆さんからのご意見等を踏まえて、新収集方式を決定していきたいと考えています。

新収集方式は、決定後、市報等でお知らせします。

ごみ減量推進課(保谷内線

2222)

2222)

とき	ところ	内容
6月16日(日) 午前10時から	保谷東分庁舎	ファミリー会員説明会と入会登録
6月18日(火) 午前10時から	富士町福祉会館 (富士町6-6-13)	ファミリー会員説明会と入会登録

参加する方は、ファミリー・サポート・センター事務局(保谷38-4121)へ申し込みを